

令和2年 第2回 東彼杵町議会臨時会会議録

令和2年第2回東彼杵町議会臨時会は、令和2年5月15日日本町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1番	林田 二三 君	2番	立山 裕次 君
3番	口木 俊二 君	4番	浪瀬 真吾 君
5番	大石 俊郎 君	6番	尾上 庄次郎 君
7番	後城 一雄 君	8番	浦 富男 君
9番	橋村 孝彦 君	10番	森 敏則 君
11番	吉永 秀俊 君		

2 欠席議員は次のとおりである。

3 地方自治法第121条の規定により説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	岡田 伊一郎 君	教 育 長	粒崎 秀人 君
副 町 長	三根 貞彦 君	会 計 管 理 者	欠 席
総 務 課 長	松山 昭 君	健康ほけん課長	構 浩光 君
農 林 水 産 課 長	高月 淳一郎 君	町 民 課 長	工藤 政昭 君
農 委 局 長	(高月 淳一郎 君)	税 財 政 課 長	欠 席
水 道 課 長	欠 席	ま ち づ く り 課 長	岡田 半二郎 君
建 設 課 長	欠 席	教 育 次 長	岡木 徳人 君
		財 政 係 長	山下 晋弘 君

4 書記は次のとおりである。

議会事務局長	有川 寿史 君	書 記	滝川 千香子 君
--------	---------	-----	----------

5 議事日程は次のとおりである。

日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議案第37号 専決処分の承認を求めることについて
(令和2年度東彼杵町一般会計補正予算(第1号))
日程第4 議案第38号 令和2年度東彼杵町一般会計補正予算(第2号)

6 閉 会

開 会（午前9時25分）

○議長（吉永秀俊君）

それではみなさんおはようございます。定刻前でございますけれども全員お揃いですので、これから第2回臨時会を始めます。

ただいまの出席議員数は11名です。定足数に達しておりますので、これより令和2年第2回東彼杵町議会臨時会を開会いたします。

会議を始めます前にお知らせします。税財政課長が入院のため欠席しておりますので代わって山下財政係長が出席しております。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止に関連し、特に議案に直接関係しない管理職の出席自粛をお願いいたしましたので、会計課長、建設課長、水道課長が欠席いたしております。

それでは、これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（吉永秀俊君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、3番議員、口木俊二君、4番議員、浪瀬真吾君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（吉永秀俊君）

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日1日間に決定しました。

日程第3 議案第37号 専決処分の承認を求めることについて (令和2年度東彼杵町一般会計補正予算(第1号))

○議長（吉永秀俊君）

日程第3、議案第37号専決処分の承認を求めることについて(令和2年度東彼杵町一般会計補正予算(第1号))を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

おはようございます。本日ここに令和2年第2回東彼杵町議会臨時会を招集しましたところ、議

員の皆さんにおかれましては、大変ご多用の中に、お揃いご出席をいただき誠にありがとうございます。

昨日、新型コロナウイルス特別措置法に基づく長崎県の緊急事態宣言が解除されたことを受けて長崎県の対策本部会議が行われる予定でございますので、本日午後4時から町の対策本部会議を行い、改めて感染防止への取組みをお願いをしたいと思いますと考えております。

それでは、議案第37号専決処分の承認を求めることについて（令和2年度東彼杵町一般会計補正予算（第1号））。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8億1439万4000円を追加し、予算の総額を60億8639万4000円とするものでございます。

補正の内容につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止等対策事業に関するものでございまして、歳出につきましては、特別定額給付金給付事業費7億9258万4000円、子育て世帯臨時特別給付金事業費1021万円、新型コロナウイルス感染症緊急経済支援給付金860万円、学校給食食材費臨時助成金300万円となっております。

歳入につきましては、国庫支出金8億279万4000円。一般財源としまして、財政調整基金繰入金1160万円となっております。この一般財源につきましては、先日の全員協議会の時にご説明いたしました。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金約7600万円の内示がおりますので、その他の事業と合わせて交付申請を行いたいと思っております。承認を頂きましたら、後ほど財源更正を行わせていただきますので、よろしく願いいたします。詳細につきましては、財政係長に説明をさせます。何卒、慎重にご審議の上、適正なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。財政係長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり財政係長。

○財政係長（山下晋弘君）

町長に代わり議案第37号についてご説明いたします。

予算書の7ページをお願いいたします。3番、歳出になります。2款1項15目は、特別定額給付金事業として、合計7億9258万4000円計上いたしました。1節報酬費から13節使用料及び賃借料は事務に係る経費として、18節負担金補助及び交付金は、新型コロナウイルス感染症の影響の中、家計への支援として町民1人当たり10万円の給付を行い、7億8200円を計上しております。

8ページをお願いいたします。3款2項6目は、子育て世帯臨時特別給付事業費として、合計1021万円計上いたしました。3節職員手当等から12節委託料は事務に係る経費として、18節負担金補助及び交付金は新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯への支援として、児童手当給付世帯に子ども1人当たり1万円の給付を行い、911万円計上しております。

9ページになります。7款1項2目商工振興費18節負担金補助及び交付金は、新型コロナウイルス感染症緊急経済支援給付金860万円を計上いたしました。新型コロナウイルス感染症の影響で、売上げが半分以下に減少した飲食業及び宿泊業へ、1事業所あたり20万円の支援を行うものになります。

10ページをお願いいたします。10款7項1目学校給食共同調理場費18節負担金補助及び交付金は、学校給食食材費臨時助成金として、こちらも新型コロナウイルス感染症の影響の中、4月、5月

分の学校給食費を全額助成するもので 300 万円を計上いたしました。

戻りまして 5 ページをお願いいたします。2 番、歳入になります。16 款 2 項 1 目総務費国庫補助金は、特別定額給付金事業の 100%補助分 7 億 9258 万 4000 円を、その下 2 目民生費国庫補助金も、子育て世帯臨時特別給付金事業の 100%国庫補助分の 1021 万円を、それぞれ計上しております。

6 ページをお願いします。20 款 1 項 1 目財政調整基金繰入金は、その他の事業の財源として 1160 万円を追加しております。

戻りまして 1、2 ページの第 1 表と 3、4 ページの事項別明細書は、ただいまの説明の積み上げとなりますので、説明は省略させていただきます。また 11 ページ以降の給与費明細書も同様に省略させていただきます。説明は以上になります。よろしくをお願いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

それでは、これから質疑を行います。9 番議員、橋村孝彦君。

○9 番（橋村孝彦君）

9 ページの飲食、宿泊業に関しましてですけれど、これにつきましては、50%以上減額が 20 万円ということがございますけれど、これは、国からの助成金、補助金等もございますよね。ですから、これとダブってもらえるのかということなんですけれど、例えば、長崎市におきましては、国の持続化給付金の要件を満たさない事業者に対してというくだりがありまして、20%以上 50%未満減少した月があり、要するに、国からもらっているところは外しますよということなんです。この対応につきましては、各市町村で違いがあると思いますけれど、本町におきましては 50%以上マイナスになった場合は、国とダブって給付されるのか、そこをお尋ねします。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

この 20 万円につきましては、町の全くの単独のお金でございまして、先ほども申しましたように、補償ではなく給付ということで対応をさせていただきたい。これは東彼 3 町、そういう形になっていると思いますのでよろしくをお願いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

9 番議員、橋村孝彦君。

○9 番（橋村孝彦君）

東彼 3 町と言われましたけれど、川棚、波佐見はどうでもいいんですよ、うちの町のことを聞いているので。では、うがった見方をしますと、持続化給付金は、法人は国から 200 万円出ます。個人事業者は 100 万円出ます。雇用調整助成金は、これは中小企業対象で 100%ですけれど、例えば、こういうケースが考えられるんですよ。飲食業とかは、従業員はほとんどパートさんで時給でされております。そういうところ辺りは、例えば、この制度を使えば、全くうがった見方、考えられる想定される話なんですけれど、もう休業した方がましなんだよというケースが出てくるんですよ。意図的に休業するところもあるわけですよ、あるかもしれないんですよ。そういうところの、何と言いますか支払になったりする整合性というのがあるのかなという気がするんですけど、いかがですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

国の制度もそうでございますが、本町は、私が考えましたのは、それは別にして、商工業の関係の方が、極端に言いますと90%以上の、4月分は収入が無くなっている方もいらっしゃるものですから、これは、町の単独の事業として上げさせていただきたい。しかしながら、先ほども言いますように、7600万円の中でそういうのがもし対象になれば財源更正をさせていただきたい、交付金で賄わせていただきたいと思います。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

9番議員、橋村孝彦君。

○9番（橋村孝彦君）

実を言うと、私は、これの一般質問通告書を出しているんですよ。その後提出した後、2転3転していますが、ちょっとやりにくくなったなどありますが、例えば、50%という1つのラインが引かれていますよね。そうしますと、例えば、先ほど言いました雇用調整助成金、例えば49.9%の場合はないわけですよ。そうすると、例えば、持続化給付金をもらえる企業ともらえない企業が出てくるわけですよ。そうしますと、それを、マックスが8330円でしょう、そこにもひとつの抜け穴があるような気がするんですよ。ですから、国も地方も合わせて議論されているのは、企業ベースの助成とか支援が主なんですよ。個人に対する支援とか何とかが全く議論されていない。本来なら、例えば商工会さんが、配下の会員さんのことを心配されてしてくださいという要望書をなされています。それは理解できます。しかしながら、商工会はどこに存在意識があるかといったら、会員が居て成り立つ。会員はどうするかといったら、消費者、個人によって成り立っているわけですよ。ですから、持続化給付金あたりでももらえない人たちに対して、個人に対する補償が全くないわけですよ。はっきり言って、このコロナに対する今の騒動、これはどこに責任があるかといったら、国にも町にも、個人にも責任がないわけですよ。しかしながら、その支出根拠はどこにあるかといったら、やはり、国は国民を守る義務があるということに行き着くと思うんです。そうしますと、国も国民があって成り立っているわけですから、その議論が全くされていないということが私は不思議でならないんです。やはり、これは、企業があって、消費者、個人があって成り立つわけです。そこら辺の原則論になりますけれど、十分考えながらいかないと、子育て支援は出てきますけれど、結構なことだと思います。その他に、やはり大難で困っている個人の方々はいっぱいいらっしゃると思います。企業も該当しないけれど、困っている人はいっぱいいますから、そこら辺を頭に入れながら、やはりこういう制度はしていただかないと、結局、一般の消費者、個人さんからは、なぜ事業をしている人ばかりなのかという不満の声が出てますから。例えば、長崎市みたいに国からの助成金制度をもらっているところは別口ですとか、そういった実は配慮がないなと私は思うんですけれど、そういう考えはございませんか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それは誠に申し訳ないと思うんですが、各個人もまず定額給付金の10万円を国がやりますですね、個人個人に。私が、東彼3町と言ってお叱りを受けましたが、東彼商工会となっているもので

すから、誠に申し訳なく、3町と申し上げたものであります。

確かに、企業はもらって、今度、個人でされているところはどうするのかとあります、はっきり言いまして。しかし、次の予算で、50%っていないところもいらっしゃるんです、実は、飲食業でも。だから、今度はそれで、次の議案でまたお願いをしたいなど。まだ、議案外でございますけれど、農業とかいろいろございます。今後検討させていただいて、これは町の皆さんの議会の議決でお願いをするわけでございますので、町の単独ですという方向で、企業の支援も、国もあります。確かに、おっしゃるように国も地方公共団体も個人の方も、全く責任はないんです、このコロナウイルスというのは。私は確かにそう思います。ある所は、いろいろ出てはいますが、ここでは公式に言えませんが、気持ちは確かにあります、そういうことはですね。だから、そういうのを含めまして、これは町の独自の政策として、各町、各市、議員さんが認めていただくか、いかないかで、私はそれでも結構だと思っておりますのでよろしくお願いをいたしたいと思っております。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

9ページ、今のところでございますけれど、50%という概念をもう少し詳しく説明していただきたい。この50%というのは、去年の4月と今年の4月との比較でよろしいのかどうか。これが1つです。

もう1つは、飲食業。飲食業という概念は、どういう概念なのか。これはなぜかと言いますと、例えば弁当配達をしている人はこれに該当していないように、私のところに情報提供がもたされました。弁当配達をしている人は飲食業に該当しない。店舗の広さも影響しているという話も聞きました。だからこの飲食業という概念は、具体的にどういうことなのか。

50%カット、去年の4月と今年の4月。であれば、新規事業者、例えば、去年の5月以降起業された方は比較の仕様がないうけですよね、売上げがないわけですから。その人たちはどうやって対応されるのか。このところを説明をお願いします。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

まちづくり課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わりまちづくり課長。

○まちづくり課長（岡田半二郎君）

飲食業の概念ということですが、これにつきましては、飲食業事業者ということでございまして、食品衛生法におきまして飲食店営業及び喫茶店営業の許可を受けている事業所となります。

なお、これにつきましては、当時の状況といたしまして、行動自粛ということで店舗に行かれないということで、そこでの会食等諸々ができないということでございまして、そういったことでの売上げの減少が非常に著しいということで、要件といたしまして、年間を通じて常設の店舗内に飲食スペースを設けている飲食店業者というようなことでいたしております。議員ご指摘のテイク

アウト、持ち帰りだけの事業所等は対象にはしなかったという状況であります。

あと、50%以上の4月対比でございますけれど、対比ができない開業が1年未満のものにつきましては、開業から3月までの売上げの状況に対して4月の減収率が50%以上というようなことで、そういった配慮をしながら状況を見て判断をしているところでございます。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

わかりましたけれど、こういったことを、飲食業と、今まちづくり課長から説明がございました。その中で、そういったことを該当するというのを、飲食業、今言った店舗をやっている中で、食事ができる。しっかりとPRすることをどのようにして周知徹底されたのか。と言うのは、非常に曖昧で、徹底されていないものですから、やはりもらえない、不公平という声が出てくる。そういう不公平の声が出てくると、町の担当者にどうなっているのかという電話も殺到する。その他にも10万円の交付金にも関連するのですけれど、これは後に置いて、そういうやつの電話は役場に集中してくると思うんですよ。そうすると、ただでさえコロナで忙しい町の職員さん達の業務が多忙になってくる、その電話対応。やはり、NBC3チャンネル、インフォカナル、そういったことを明確にしたやつを業者に回覧してあげる。こういう人は資格がありますよ、こういう資格要件ですよということを、しっかりとPRしてあげることが行政のサービスであろうと思うんですよ。その辺が明確でないために、そういう業務をやっている人たちが、なぜ私たちはもらえないのだろうか。あの人はもらって私はもらえない。そういった不平不満が出てきます。また電話をする、役場の職員もその対応に追われる。こういう悪循環が生じてしまう。だから、こういったところは行政としてPRを、具体的なやつを飲食業関連の方々に対して、全町民でなくて良いんですよ、該当する方に周知徹底されることが必要だったのではないかと思います、その点町長いかがですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それは誠に申し訳ございません。毎回、そういうご指摘を受けておりまして、今回は、こちらがそういう判断をしまして、弁当とかは最初から外すと。だから、該当される皆さまには、こういうことなら該当しますよという文書を配送いたしております、その店、店にですね。ただ、おっしゃるように全体的な啓発ができていないので、こちらも急に専決で決めて、して、動く時間が、なるべく早く給付をしたいということで、既に給付は始まっているんですけど、そういう対応で、そこまで、全町民の皆さんにお知らせをするということが行き届かなかったことは誠に申し訳ないと思っております。以上であります。

○議長（吉永秀俊君）

他にありませんか。

○——△——

4回目なんですけれど。——△——△——

○議長（吉永秀俊君）

特別に許可します。9番議員、橋村孝彦君。

○9 番（橋村孝彦君）

課長の答弁の中で新規事業者、開業から 3 月までの 50%以上低下した部分に支給するという話ですよね。では、今新規の事業者というのは、民間企業あたりは、長年の経営をしている人たちが、緊急事態に備えて、内部保留だとか、いろんな形で保留があると思います、緊急事態に対して。本来ならば自己責任論なんですよ。事業者が出資して、企業を開業して事業して赤字が出てつぶれるかもしれない、儲かるかもしれない。本来なら、これは、資本主義社会でいけば自己責任なんですよ。ところが、この新規事業者というのは、地方創生がらみでいろんな支援金、補助金を出しています。つまり、そういう人たちには、プールしたお金はまず無いと思うんですよ。そうすれば、新規に開業した人たちを育てるためにそういった国からの支援補助金等があるわけでしょう。そうしますと、この 50%というのは非常に厳しい金額になりますよ。むしろ私は、これは 50%ではなくて 10%でも 20%でも減額した人たちには支給して育ててやるというのが本来の目的の地方創生で、支援した開業でしょう。そこに矛盾がありますよ。これは何とかしてくださいよ。どうですか、いかがですか、

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

そういうご指摘もありまして、次の議案で金額は違いますけれど、全てを網羅する感じで今調整をさせていただいております。ただ、先ほど橋村議員がおっしゃいましたように、確かに銀行がそういうことで準備をするところもございます、今期は赤字でございますけれど。そういうことは企業の努力でされていることは確かにわかっておりますので、今回は 50%というのは、国の取扱いもそういうことになっておりましたものですから、やって、それでもおっしゃいますように救われないう方が出てきたんです。今回は第 2 弾と言いますか、次の議案でお願いをしておりますのでよろしくご理解をお願いしたいと思っております。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

他にありませんか。2 番議員、立山裕次君。

○2 番（立山裕次君）

9 ページですけど、予算的には 860 万円計上されておりますので、一律 20 万円ということですので 43 件なのかなと思いますけれど、根拠的なものが何かあるのですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

まちづくり課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わりまちづくり課長。

○まちづくり課長（岡田半二郎君）

予算計上におきまして 43 件につきましては、商工会並びに町が把握している事業所の状況等を確認をいたしまして、飲食業者が町内に 43 件ございましたので、43 件という数字を上げさせていただいております。

○議長（吉永秀俊君）

他にありませんか。2番議員、立山裕次君。

○2番（立山裕次君）

直接、給付には関係ないんですけど、参考までにお尋ねします。7ページ、特別定額給付金の関係なんですけれど、今週11日に発送をされていると思います。住所等が違って、郵便局の方から戻ってきたものがあるのではないかと思うんですけど、ある場合、どの程度あるのか、その方はどのような処理を今後されるのかをお尋ねします。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

総務課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（松山昭君）

今、10件ほど、10通ほど戻ってきておりますので、今後調査をして、再度発送するのか、また区長と調査するのかということで、再度、届かなかった理由等を調査して、8月までの3か月の給付になっていきますので、それには何とか給付対象としたいと思っています。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

7ページの2款1項15目の18節特別定額給付金10万円の給付スケジュールについてちょっとお伺いします。

先ほど5月8日、資料1で町から頂きましたスケジュール表を見ますと、5月11日に申請書を各世帯へ配布開始となっております。そして、申請書各世帯配布完了が5月13日です。すなわち、12日、13日の2日間で、申請書を11日に発送して11日に着くという事はあり得ませんから、基本的に12日、13日で届くのかな。この説明でまず間違いはないのかどうか。

そして、この前5月8日に、私が一般質問しました。これどのように給付が行われるのですかと聞いたら、早いもんがちだと言われました。そういう答弁を頂きました。そうすると、最初の給付が5月20日ですね。5月20日以降の、この定額給付金が具体的に、どのように各家庭に交付されていくのか。5月20日、5月21日も、22日も毎日給付されていくのか。それとも、それだけ対応できません。私が聞いたところによると5月20日以降は1週間後、5月26日。5月26日ができなかったら次はまた1週間後と、1週間に1回しか給付しないと聞いております。これが事実なのかどうか、この辺のところをお伺いします。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

スケジュールは、5月11日、12日に発送できております。できておりますが、郵便物が、彼杵郵便局にやって一旦大村に集配されて、戻ってくるのが13日、14日。ただ、郵便局の配送計

画もございまして、たぶん、こっちの近くの方は早くなっていると思います。山手側はまだ、時間がかかるのかなど、申し訳なく思っておりますが、これは一斉に郵便物を出しておりますので、これは郵便局の配送計画で、皆さん方には申し訳ないのですが、そういうことで遅れております。

次の、給付の関係につきましては総務課長から説明させます。総務課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（松山昭君）

まず、オンライン申請が受け付けたものを5月12日に給付しております。これが10世帯。

それと、おっしゃるとおり5月20日の計画でございまして、13日までの分の268世帯、これを5月20日に給付をいたします。あとは、14日、15日、18日までの分を、これはスケジュール計画です。変わるといふこともあるかもしれませんが、その分を26日。そして、22日までの週の分を29日。大変恐縮ですが、5月の末の分は、6月上旬。週1回ではなくて、週2回をしますが、6月になるとある程度落ち着いてきますので週1回ということスケジュールを考えているところです。以上です。

○——△——

——△——△——

○議長（吉永秀俊君）

特別に許可します。5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

さっきと同じようなことになるんですよ。要するに、やはり町民の人は、いつこの給付金が入るかが最大の関心事だろうと思います。と言うのは、1か月後でも良い、2か月後でも良いという町民の方もおられれば、一時も早く給付金を手にしたい。この前も、私、申しましたけれど、大学生を2人やっている家庭がございまして。そこのところは、国も大学生に対しては手当を考えているということですが、今、その家庭は、学費だけは面倒見てやる、しかし、アパート代、生活費、これは自分で面倒見なさいよということで2人のお子さんを大学にやっておられます。このコロナの影響でアルバイトが無くなりました、完全に無くなりました。非常に生活に困って、仕送りしたいけれど仕送りする蓄えが無いということで相談に来られました。そういう方もございまして。だから、そういうことを踏まえて、一時も早く、給付金がいつ入るんだろうかという目安を、やはり伝えてあげる。今、総務課長が説明していただきましたけれど、5月20日、5月26日、5月29日、6月上旬、そのことを、受け付けたやつを、あくまでも目安だと思うんですけど、何回も言いますが、町民の方に基準としてお知らせすることが大事なんだろうなと思います。そうしないと、またそういう方々から、町役場に電話が殺到するわけですよ。役場の職員はその対応に忙殺される。こういうことの悪循環。こういうことにならないようにするのが行政のサービスなんだろう、行き届いたサービスなんだろうと思います。町長はこの点をしっかりと、副町長も同じですよ、やはり、指導監督されて、しっかり業務を遂行させていただきたいと思います。町長の見解を伺います。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

確かに、何日に入ると言いたいんですが、決定通知も文書を出します。出しますが、何日頃入りますとは書いていません。と言うのは、入ると先に予告を打ってしまえば、入らない時のショックがものすごく大きいんですよ。いつ入るのかなと思って入ったら、心理的な問題だと思いますけれど、こちらも一生懸命事務をしておりますけれど、確定的な日にちを言えないところがちょっと厳しいところをごさいますして、集まったところは随時処理はするようにしています。ただ、手書きずっとするわけでごさいますんで機械で処理をしておりますので、そういうことで、なるべく早く、先ほど総務課長が言いましたように、早い時で 20 日、すぐ集まった分は支出するようにしております。町民の皆さんにも問い合わせがあったら、なるべく早く申請をお願いしますということでお伝えをしたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（吉永秀俊君）

他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 37 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって議案第 37 号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 37 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 37 号専決処分の承認を求めることについて（令和 2 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 1 号））は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第 4 議案第 38 号 令和 2 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 2 号）

○議長（吉永秀俊君）

次に、日程第 4、議案第 38 号令和 2 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、議案第 38 号令和 2 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 2 号）でございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 3893 万 3000 円を追加し、予算の総額を 61 億 2532 万 7000 円とするものでございます。

提案の理由といたしまして、専決処分の承認をいただきましたものと同じく新型コロナウイルス感染症拡大防止等対策事業に関する補正でございまして、歳出におきましては、ひとり親家庭臨時支援金 165 万円、東彼杵町中小企業者等新型コロナウイルス感染症対策支援事業費 3509 万 8000 円、東彼杵町特産品応援事業費 218 万 5000 円を計上させていただいております。

歳入につきましては、財政調整基金繰入金 3893 万 3000 円となっております。この一般財源につきましても、先ほどご説明をしましたように新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金約 7600 万円の内示がっておりますので、まだこの後の事業も合わまして交付申請をしていきたいと思っております。ご承認をいただきましたら、後ほど財源更正を行わせていただきます。詳細につきましては、財政係長に説明させます。何卒、慎重にご審議の上、適正なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。財政係長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり財政係長。

○財政係長（山下晋弘君）

町長に代わり議案第 38 号についてご説明いたします。

それでは、予算書の 6 ページをお願いいたします。3 番、歳出になります。3 款 2 項 7 目新型コロナウイルス対策費 18 節負担金補助及び交付金のひとり親家庭臨時支援金は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けているひとり親家庭への支援として、児童扶養手当受給世帯に 3 万円の給付を行うため、165 万円を計上しております。

7 款 1 項 2 目商工振興費 10 節需用費の消耗品費追加 3 万円、11 節役務費 6 万 8000 円、18 節負担金補助及び交付金の東彼杵町中小企業者等新型コロナウイルス感染症対策支援金 3500 万円は、新型コロナウイルス感染症の影響で、売り上げが 20%以上減少した中小企業者等へ、1 事業所あたり 10 万円の支給を行うものになります。

また、7 節報償費 3 万 5000 円、10 節需用費の印刷製本費追加 10 万円、18 節負担金補助及び交付金の東彼杵町産品応援事業費補助金 205 万円は、新型コロナウイルス感染症の影響で消費が落ちている一次産品の売上増を図るため、町民の方が町外の家族や友人へ東彼杵町産品を発送する送料を負担する事業として計上しております。

戻りまして 5 ページをお願いいたします。2 番、歳入になります。20 款 1 項 1 目財政調整基金繰入金は、歳出でご説明した事業の財源として 3893 万 3000 円追加計上しております。

戻りまして 1、2 ページの第 1 表と 3、4 ページの事項別明細書は、ただいまの説明の積上げですので、説明は省略させていただきます。説明は以上になります。よろしくをお願いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

それでは、これから質疑を行います。4 番議員、浪瀬真吾君。

○4 番（浪瀬真吾君）

7 ページ、18 節で中小企業 1 戸当たり 10 万円の支援金となっておりますが、特に今回、農業分野においてもかなり厳しい事情があります。特にお茶などは、最初は良かったわけですが、売れない、落札者がいないというお茶もあって、結局は、商系の方に直接流通センターの職員の方が、売り込

んでいく。叩かれて安く売っていくというふうな、畜産の肉用牛にしても一緒なんですけれど、そういった状況の中で、また、道の駅も生鮮野菜など出しておられる方が、道の駅も6日までの予定だったのが今月いっぱいということで休業となっているということで、魚とか野菜を出されないとということで、非常に水産業の方も困っておられることがあるわけですが、そういった点についての考えというのは、結局、商工会などは陳情書などを出されて対応されたわけですが、今後の考え方としてどのように考えておられるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

確かに、浪瀬議員がおっしゃったように、農業の方も結構厳しい状況でございますので、今後、今回出しておりませんが、対策を今作っております。おっしゃいましたように、道の駅も今月末まで休んで、特に水産業の方などはそこが収入源だとおっしゃる方もいらっしゃるものですから、今おっしゃいましたお茶、肉用牛、野菜、その他も含めて、商工業だけではなくて農林水産業も全て含めて次の対策を、ちょっと遅れましたけれど打っていきたいと思っております。こういう感じで給付になろうかと思いますが、特に、肉用牛経営の方なども少しのお金ではどうにもならないとおっしゃいますけれど、これは国の対策も、私たちもお願いしていきたいと思っております。町は町ができる範囲で、農林水産業も、今度、給付事業も考えておりますのでよろしくお願いいたします。詳しいことは、農林水産課長の方から説明させます。農林水産課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり農林水産課長。

○農林水産課長（高月淳一郎君）

浪瀬議員がおっしゃるとおり、お茶につきましては、まだ初入札以降の冷え込みで、例年よりもまだ入札がずっと続いております。平均販売単価でしますと、茶連の統計からすると対前年と全く同額となっております。ただ、量については72%ということで、あと入札回数が何回増えるかわかりませんが、量については、ほぼ7割程度、3割減というような状況であります。

肉用牛の話につきましても、昨年の12月に、年間で一番高い時期に、実は最安値を全国的につけておりまして、更にそこからコロナが追い討ちをかけたということで、平均するとA4、A5等級800円程度の対前年価格差が出ております。ということで、1頭500kgとすると1頭当たり40万円のマイナスと、前年度に比べてですね。そういった状況で、厳しい状況ということはわかりますが、特に畜産については、今後国の対策等が出されるかと思っております。

今回につきましては、先ほど町長が申し上げましたとおり、定額給付という格好の給付金を農業については考えております。更に認定農業者さんなどがいらっしゃいますので、それについても加算措置を加えるような形で、金額的には、農業者の方々には非常に数が多くございまして、その制度設計を今考えているところでございます。考え方としては、同じような定額給付ということで考えております。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

他にないですか。8番議員、浦富男君。

○8番（浦富男君）

先ほどから、道の駅が 31 日まで休みということで、昨日解除されたので日にちとか早くなるのかというのが、先ほどから言われていますように個人で出しておられる方、水産物、農作物を。そういう方が、売るところが無くて困っておられる。川棚の農協の新鮮市場とかに行ってみると、車も止められないくらいいっぱい、危ないのではないかと感じられるぐらいです。それなので、解除されたのだから道の駅を開けるような対策を、一日でも早く開けるような対策をできないのか、その辺をお伺いします。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

道の駅につきましては、道の駅の物産の代表者の方が自主的に店を閉められていまして、町が休業要請をしたわけではございません。そういうことで、国が昨日解除をしましたので、県が午後から会議をされる予定です。その後、本町も 4 時から会議をしますので、その辺で、どういう対策を取っていくか検討をしてみたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（吉永秀俊君）

他に。8 番議員、浦富男君。

○8 番（浦富男君）

それはわかっているんですけど、一応、町からも道の駅に対してはいろんな補助もしておられますし、そういうことで、もうちょっと強く要請というか、お願いはしてもらいたいなと思っております。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

町が閉めなさいとか開けなさいとかは、向こうで、公設民営ではございますけれど、向こうが経営母体でございまして、向こうの判断で、例えば、橋村議員がおっしゃったように店を休業する所、しない所、店の判断でございます。都会では休業申請が出ていても閉めない所がございましたものですから。だから、私たちが、県も今日会議を開いて対策の要綱をもらいます。町もそういうことでして、またそういうことになれば社長さんと協議をさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（吉永秀俊君）

他に。2 番議員、立山裕次君。

○2 番（立山裕次君）

7 ページ、18 節、東彼杵町産品応援事業補助金ですけど、たぶん送料ということですので、贈答とか、遠くに住んでいる家族とかに町内の品物を送る場合だと思うんですけど、期間がいつまでなのかと、周知ですね、周知の方法が大事だと思いますので、どのような形で周知をされるのかお尋ねします。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

まちづくり課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わりまちづくり課長。

○まちづくり課長（岡田半二郎君）

まず、期間でございますが、これにつきましては、送料の負担を町が行うということで、こちらに挙げております 205 万円という金額でございますけれど、これが、とりあえず無くなるまでのところの設定で進めていきたいということで、いつまでという状況はしておりません。ただ、始まることにつきましては、その前段で、まずこれに参加していただきます指定業者の方々の公募を行いたいと思っております。これにつきましては、本議会でもご承認をいただきました後、早々に準備をしていきまして、6 月上旬にはこの事業に参加していただく事業者を決定いたしまして、それから、広く一般の町民の方々に告知を、こういった制度を活用して町内製品の売り上げなり、消費拡大を呼びかけていきたいと思っております。

当面、考え方としては、おそらく 8 月、9 月ぐらいまで、この予算的には終わってしまうのではないかと予測ですけれど、とりあえずできる対応を行っていきたいということでございます。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

他に。9 番議員、橋村孝彦君。

○9 番（橋村孝彦君）

一般質問とダブるような形で、もうネタが出てしまう気がしますけれど、商工振興費の 18 節に係ることですけれど、飲食業等に関しましては、県からの休業要請が出たところには出ますよね、確か 30 万円でしたよね。そうすると、今回、まず第一に陳情書、要望書が来たのが飲食業に限定されて、次に理美容が来て、最終的に全事業と。私は、あの時点でこれはおかしいなと実は思ったんですよ、飲食業だけなぜなのかと。当然、これはほかの業者からクレームが来るのは想定内だったんです。ですから、あの時も、もう少し慎重にされた方が良いのかなという想いは私の中にあっただんですよ。

そこで、お尋ねなんですけれど、飲食業に関しては 20 万円でしょう、全事業に対しては 10 万円という話でしょう。そうしますと、これは当然ダブってもらえないという話になるわけでしょう。そうしたら、先ほども言いましたけれど、休業要請された飲食業さんたちは、当然県から 30 万円出ると思うんですけれど、やはり、この他に飲食業以外で休業要請した施設等もございますよね。ですから、そこら辺も重複されて給付されるという話なんですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

これは、先ほども申し上げましたように、あくまでも町単独事業としてやらせていただきたい。だから、50%が救われなかった飲食業店さんは次はこの 20%で何とかならないかなと思って、金額は半分になりますけれど。だから、県、国の補助でダブったのは、町としては、町の単独事業でやらせていただきたいということでございますので、この辺はご容赦をお願いしたいと思っております。

全ての事業所の調査をしておりますので、先ほども出ましたように農業も水産業も全部厳しい。だから、できれば、飲食業は先に走りまされたけれど、それは50%ということではして、今回は20%にハードルを下げるといって拾わせていただきたい。これは、町の単独でやらせていただきたい。と言うのは、先ほど言いましたように臨時交付金が7600万円ございますから、その辺が該当できるような感じになってきておりますので、是非やらせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（吉永秀俊君）

9番議員、橋村孝彦君。

○9番（橋村孝彦君）

ちょっと、今気づいたんですけど、町内で営業されているお店とか会社がございます。ところが、その方の居住地が町外であった場合はどうなるのでしょうか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それも、ここに事業所があれば全てを対象にさせていただきたいと思っております。よろしくお願いします。

○議長（吉永秀俊君）

他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第38号は、会議規則第38条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって議案第38号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第38号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第38号令和2年度東彼杵町一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

令和2年第2回東彼杵町議会臨時会を閉会します。お疲れさまでした。

閉 会 (午前 10 時 21 分)

以上、会議の次第を記載したものであるが事実と相違ないことを証明するため署名する。

議 長 吉永 秀俊

署名議員 口木 俊二

署名議員 浪瀬 真吾